

案ノ御説明ヲ申上ダマス、不動產融資及損失補償法案ノ提案ノ理由ニ付キマシテハ、

既ニ本會議ニ於テ説明セラレタ通りアリマスルガ、尙ホ其詳細ノ點ニ付テ敷衍致シテ置キタイト存ジマス

本法案ノ立法ノ要點ハ、第一、現在全國ニ於ケル普通銀行及貯蓄銀行ノ所有不動產及不動產抵當附債權ヲ流動セシムル目的ヲ以テ、不動產銀行ヲシテ融資ヲ爲サシメ、以テ金融ノ疏通ヲ圖ラントスルコト、第二、右ノ目的ヲ達スル爲メ、融資銀行ノ貸付金額、債券發行額其他ニ關スル制限ノ規定ヲ緩和擴張シテ、常軌ニ依ラザル活動ヲ爲サシメントスルコト、第三、融資銀行ガ融資ヲ爲シ得ル期間等ヲ限定シテ、非常時對策タル意義ヲ明ニシタルコト、第四、融資銀行ノ融資ニ依リテ受ケタル損失ヲ政府ニ於テ補償スルコト、第五、右ノ損失及其金額ノ決定ハ、不動產融資損失審査會ニ於テ之ヲ爲サシムルコトノ五點デアリマス

第一ノ點ニ付キマシテハ、昭和六年末ニ於テ全國ノ普通銀行及貯蓄銀行ハ、所有不動產(營業用ノモノヲ除ク)一億八千三百四十萬圓餘、不動產抵當附債權十四億四千八百五十萬圓餘、合計十六億三千百九十九萬圓餘ヲ有シ、著シク其資金ガ不動產ニ固定シ

從テ金融ノ圓滑ヲ害シテ居ル狀態デアリマスルガ、之ヲ目標トシ五億圓ノ資金ヲ融通シテ、金融ノ疏通ヲ圖リタイト考ヘルノデアリマス、故ニ本來不動產金融ヲ使命トル日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行ヲシテ、普通銀行又ハ貯蓄銀行ヨリ請求アル場合ニ於テハ、其銀行ニ對シテ不動產又ハ不動產抵當附債權ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲サシムルカ、又ハ銀行ノ債權ノ肩代リヲ爲サシメントスルノデアリマス、尙ホ融資銀行ガ右ノ融通ヲ爲ス爲ニ要スル資金ハ、是等ノ不動產銀行ノ發行スル債券ヲ引受クル形式ニ依ツテ、大藏省預金部ヨリ融通セシムルコト、致ス心算デアリマス

第五ト定メタノデアリマス

第四ニハ斯ノ如ク金融ノ疏通ヲ圖ル爲シテ、融資銀行ヲシテ常軌ニ依ラザル貸出ヲアリマス、故ニ本來不動產金融ヲ使命トル日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行ヲシテ、普通銀行又ハ貯蓄銀行ヨリ請求アル場合ニ於テハ、其銀行ニ對シテ不動產又ハ不動產抵當附債權ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲サシムル結果、融資銀行ガ損失ヲ蒙リ、其地位ヲ危殆ニ陥ラシムルコトヲ防グ爲ニ、五分ノ一ノ比率ヲ以テ其ノ損失ヲ政府ニ於テ補償スルコトトシ、其補償金額ノ最高限度ヲ一億圓ト定メタノデアリマス

ニ於テ補償スルコトトシ、其補償金額ノ最高限度ヲ一億圓ト定メタノデアリマスメ、融資銀行ヲシテ常軌ニ依ラザル貸出ヲアリマス、故ニ本來不動產金融ヲ使命トル日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行ヲシテ、普通銀行又ハ貯蓄銀行ヨリ請求アル場合ニ於テハ、其銀行ニ對シテ不動產又ハ不動產抵當附債權ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲サシムル結果、融資銀行ガ損失ヲ蒙リ、其地位ヲ危殆ニ陥ラシムルコトヲ防グ爲ニ、五分ノ一ノ比率ヲ以テ其ノ損失ヲ政府ニ於テ補償スルコトトシ、其補償金額ノ最高限度ヲ一億圓ト定メタノデアリマス

ニ於テ補償スルコトトシ、其補償金額ノ最高限度ヲ一億圓ト定メタノデアリマス

第五ニハ損失ノ補償ハ、之ヲ最モ公正妥當ナラシムル要ガアリマスルガ故ニ、勅令ヲ以テ不動產融資損失審査會ヲ置キ、融資銀行ノ受ケタル損失及金額ヲ審査決定スルコト、致シタ次第アリマス、終リニ右ノ如キ法律案デアリマスカラ、時局匡救ノ上ヨリシテ重要ナル對策ヲ成スモノト信ジ、

是ガ運用ニ於テモ遺憾ナキヲ期シタイト存ジマス、速ニ御協賛下サルコトヲ希望致シマス

○金光委員長 本日ハ大藏大臣ガ御差支ノ爲メ御出席ガゴザイマセヌシ、尙ホ本會議モ開會中デゴザイマスカラ、審議ヲ此程度ニ止メマシテ、明日次回ヲ開會スルコトニシタイト思ヒマス、開會ノ時刻ハ公報ニテモノデアリマスカラ、融資ノ期間ハ之ヲ三

午後三時二十二分散會

年間トシ、貸付年限ハ本法施行ノ日ヨリ十
付金總額及債券發行額ニ付テモ、各融資銀行ニ關スル法律ノ定ムル制限ノ規定ヲ適用セザルコト、致シマシテ、自由ナ活動ヲ促サントスルノデアリマス

第三ニハ、本法ニ依ル融通ハ、金融ノ疏通ヲ圖リ、時局匡救ノ一端ニ資セントスルシタイト思ヒマス、開會ノ時刻ハ公報ニテ御諒承ヲ願ヒマス、是ニテ散會致シマス